

小学校外国語教育Q&A(教師向け)

H29. 11. 28 現在

1 小学校での外国語教育の早期化・教科化について

Q1: 小学校で外国語教育が早期化・教科化されたのはなぜですか。

A1: グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけではなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっています。平成23年度から小学校高学年において外国語活動が導入され、その充実により、児童の高い学習意欲、中学生の外国語教育に対する積極性の向上といった成果が認められました。一方、①音声中心で学んだことが、中学校段階で音声から文字への学習に円滑に接続されていない。(中学校に入学するやいなや、読むこと、書くことの領域が加わり、短い期間に、文字がたくさん新出することから抵抗を示す生徒も出てきます。)②日本語と英語の音声の違いや英語の発音と綴りの関係、文構造の学習において課題がある。③高学年は、児童の抽象的な思考力が高まる段階であり、より体系的な学習が求められる。(高学年で楽しいゲーム的な活動になじめない子もいる)などの課題も指摘されています。

こうした成果と課題を踏まえ、小学校中学年から(早い時期から)外国語に触れること、また、高学年から段階的に文字を「読むこと」「書くこと」を加えて総合的・系統的に扱う教科学習を行うとともに、中学校への接続を図ることを重視し、新学習指導要領に反映されました。

(「小学校学習指導要領解説 外国語活動編 p5・6」参照)

Q2: 小学校の外国語教育の早期化・教科化は、中学校の英語科の前倒しになりませんか。

A2: これまでの外国語教育の取組の課題の一つに、中学校において、音声から文字への移行がスムーズに行われていないことが挙げられており、その点を考慮した改訂が行われています。今回の小学校の外国語教育の拡充は、単なる「中学校の前倒し」というより「中学校へのゆるやかな移行」を図るために行われたものです。

Q3: 小学校の外国語教育が早期化・教科化されることで、児童の英語嫌いを生むことにつながりませんか。

A3: これまでの高学年では、抽象的な思考力が高まる段階であるにも関わらず、外国語活動の性質上、体系的な学習が行われなかったために、児童が学習内容に物足りなさを感じている状況が見られました。そこで、中学年では、「聞くこと」「話すこと」を中心に外国語への興味・関心を育て、聞き取りたい、話せるようになりたいという意欲を持たせる活動中心の学習を、そして、高学年では、中学年で育まれた興味・関心・意欲を「英語ができるようになる」ところまで高めていきます。このように、英語嫌いを生まないよう発達段階に即して、段階を踏んで外国語教育を推進していくことが大切です。

Q4: 外国語活動と外国語科の違いは何ですか。

A4: **外国語活動**⇨

簡単な語句や基本的な表現を用いて友達とのかかわりを大切にした体験的な言語活動を行います。そして、「聞くこと」「話すこと」を通して、外国語に慣れ親しませ、コミュニケーションを図る素地を養っていきます。

外国語科⇨

「聞くこと」「話すこと」を通して、実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けることをねらいとした教科の学習です。具体的には、中学年で培われた外国語を聞き取ることができるようになりたい、話せるようになりたいという意欲を、実際にできるようにする（定着する）ところまで系統的に育てていきます。「読むこと」「書くこと」については、アルファベットの大文字・小文字を読むことができる、書くことができる（定着する）ところまで目指します。なお、語彙や語句については、書き写したり、読むことに慣れ親しんだりする活動を行います。

2 移行期間中（平成30・31年度）の取組について

Q5:移行期間中の先行実施とは、+35単位時間すべてを実施するということですか。

A5: 新学習指導要領の内容のうち「移行措置」として取り扱う内容（15単位時間分）を超えて行う場合を先行実施と言います。

Q6:移行期間中は、中学年は外国語活動、高学年は外国語科をするのですか。

A6: 移行期間中は、中学年、高学年共に外国語活動として実施します。なお、高学年は、新学習指導要領で言語材料に三人称や過去形が新しく加わり、「書くこと」「読むこと」の領域も加わります。この部分は、「移行措置」の内容に加えられていますが、高学年でも「できるようにする」（定着する）ところまでは求められてはおらず、慣れ親しませることが中心の学習となります。

Q7:県教育委員会は移行期間中の「先行実施」についてどのように考えているのですか。

A7: 「先行実施」の実施主体は市町村です。「先行実施」をするかしないかは、実施主体者の方針に従って各小学校が決定することになります。

Q8:移行期間中の第3・4学年の通知表は、外国語活動について記載するのですか。

A8:通知表の記載については、各学校で判断します。

Q9:第3・4学年の評価は、指導要録の総合所見の欄に全員書かなければならないのですか。

A9:顕著な事項がある児童について文章で記述します。

Q10:「Hi,friends !プラス」を活用してもよいですか。

A10: 「Hi,friends!プラス」については、既に平成28年度末にCD-ROMと冊子がすべての各市町村教育委員会及び各教育事務所、各学校に配付されています。児童の実態に応じて活用してください。

Q11:1つの学校で、第4～6学年は「移行措置」の内容をし、第3学年のみ新学習指導要領の内容(「先行実施」)をしてもよいですか。

A11:どちらかに統一する必要はありません。

Q12:「先行実施」をしない場合は、「移行措置」の内容、授業時数のみ実施すればよいですか。

A12:そのとおりです。

3 移行期間中の教材について

Q13:移行期間中の教材は何を使えばよいですか。

A13:①「移行措置」をする場合

- ・第3・4学年は、「新教材」の中から15単位時間分を実施します。
- ・第5・6学年は、「Hi, friends! 1」「Hi, friends! 2」及び「新教材」の中から50単位時間分を実施します。

②「先行実施」をする場合

- ・第3・4学年は、「新教材」の中から「移行措置」で示された内容に加え、それ以外の内容を実施します。
- ・第5・6学年は、「Hi, friends! 1」「Hi, friends! 2」及び「新教材」の中から、「移行措置」で示された内容に加え、それ以外の内容を実施します。

Q14:「新教材」は、中学年35単位時間分、高学年70単位時間分で作成されていますが、「移行措置」をする学校は、その中から+15単位時間を選んで実施するのですか。

A14:「移行措置」の内容は、文部科学省から示された「移行措置」の内容を指導することになります。教材の中から+15単位時間分を学校が自由に選ぶではありません。
(「平成29. 7. 7付け29文科初第536号 小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について(通知)」参照)

Q15:「移行措置」をする学校については、文部科学省が示した単元のみ実施すればよいですが、残りの単元をしなくても、進級した際の学習に支障はありませんか。特に、中学校に進学した時が心配です。

A15: 進級した時に困らないように、+15単位時間分の「移行措置」の内容が盛り込まれています。+15単位時間分の「移行措置」の内容は、進級後の学習に支障がないように編成されています。また、県教育委員会では、上の学年に進級した時や中学校に進学した時に積み残しがないように年間指導計画の参考例を示す予定です。

Q16:第6学年の「新教材」には、三人称(He, She)が出ています。平成30年度の第6学年は、第5学年の時に、三人称を学習していませんが大丈夫でしょうか。

A16: 県教育委員会では、来年度の第6学年が困らないよう、三人称などの学習を入れた年間指導計画の参考例を作成しています。

4 その他

Q17:これまで外国語活動の授業をしたことがないのですが、外国語の授業をするのは大変ではありませんか。

A17: 外国語活動がここまで飛躍的に成果をあげることができたのは、児童のことをよく理解し、全教科等を教えている学級担任が指導してきたからです（教科横断型の指導ができる）。外国語科及び外国語活動では、引き続き学級担任が中心となって指導することが望ましいです。

より専門性の充実に図るため、ALTや英語が堪能な外部人材等との協働授業を行うことも考えられます。

Q18:小中一貫校で中学校教師が小学校での勤務について兼務発令された場合は、外国語科の教員が外国語活動及び外国語科を担当することは可能ですか。

A18: 問題ありません。学級担任外が受け持つ場合は、学級担任と十分に児童の実態について共有し、その授業の中で、児童一人一人が充実感を味わえる授業にすることが必要です。

Q19:外国語活動や外国語科を実施するにあたって、どのような指導体制を構築すればよいですか。

A19: 外国語を学習するに当たっては、児童のことをよく理解していたり、児童の不安を取り除き、新しいものへ挑戦する気持ちや失敗を恐れない雰囲気を作り出したりすることができる学級担任が中心になって行うことが望ましいです。他方、中・高等学校の英語の教員免許を有する小学校の教師等、専門性を有する教師が専科指導を行うなど、外国語の指導を担当するような校内体制の整備を進めることも考えられます。加えて、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得ることも必要です。これらの人々の協力を得ることが、児童が英語に触れる機会を充実し、授業を実際のコミュニケーションの場面とすることにつながります。

（「小学校新学習指導要領解説 外国語編 p 66」参照）

Q20:移行期間中の年間指導計画は各学校で作成するのですか。

A20: 各校で作成する必要があります。県教育委員会では、年間指導計画例（「移行措置」「先行実施」用）を作成する予定ですので、それらも参考にしてください。

Q21: 高学年で外国語科になった際に、今までの外国語活動と授業の流れ(中身)は具体的にどのように変わるのですか。

A21: 外国語科でも、「気付き」「慣れ親しみ」「発表・伝え合う」活動を通してコミュニケーションを図る素地を養っていきます。ただし、外国語科は、系統的に学習を積み上げ、「～することができる」(定着する)まで求められます。コミュニケーションを図る素地の育成に留まるのではなく、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成することを目指します。そして、必然性のある場面の中で、慣れ親しんだ表現を活用して伝え合う活動を創意工夫する必要があります。また、「Small Talk」のような帯学習を毎時間設定し、継続指導することで定着を図るなどの工夫ある取組をしていくことも必要です。具体的な授業の流れなどは「研修ガイドブック」に記載されているので参考にしてください。

Q22: 複式学級では、どのような点に留意して指導したらよいですか。

A22: 外国語活動及び外国語科の目標は、より弾力的な指導ができるよう、学年ごとではなくそれぞれに2学年間を通した目標となっており、この目標を踏まえ、内容も2学年間を通じて指導するものとして示されています。コミュニケーションを図る素地やコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成することが求められていることから、より人数の多い集団で活動できる同単元同内容(完全一本案またはA・B年度方式、もしくはその折衷案)で教育課程を編成して学習する方が目標を達成しやすくなると考えます。実際の指導にあたっては、「複式学級指導の手引き(平成30年2月改訂版: 教育用ポータルサイトに掲載)」を活用ください。

Q23: 単式・複式学級を繰り返す場合の指導はどのようにしたらよいですか。

A23: Q22でも述べたように、より人数の多い集団で学習した方が目標を達成しやすくなると考えられることから、単式・複式を繰り返す学級の単式学級で編成されている年度においても、学年の枠を外した合同学習を実施し、同単元同内容(完全一本案またはA・B年度方式、もしくはその折衷案)で指導することができます。合同学習の実施時期や期間などについては、学校や児童の実態を踏まえて検討する必要があります。実際の指導にあたっては、「複式学級指導の手引き(平成30年2月改訂版: 教育用ポータルサイトに掲載)」を参考に、いずれの学級形態においても、それぞれのよさを生かした指導が展開されるよう工夫してください。

Q24: 中学年、高学年共に短時間学習を行うことはできますか。

A24: 短時間学習とは、45分授業との関連が必要であり、45分授業と切り離して考えることはできません。したがって、第3・4学年の外国語活動は、週1コマ（年間35単位時間）の学習となるため、短時間学習を行うことは考えにくいです。（35単位時間にプラスして行う場合は可能です。）最終的には、各学校で児童の実態等を考慮して決めることになります。その際、各市町村教育委員会も含めて、保護者へ短時間学習を実施することについてきちんと説明ができるようにしておく必要があります。

Q25: 県教育委員会または市町村教育委員会で指導者のための研修等の計画はありますか。

A25: 移行期間中の対応については、既に、各市町村を会場に管理職及び担当者を対象とした説明会を実施しました。研修については、各学校から申請を受けている場合は、指導主事が学校に出向いて研修を実施することとしています。また、島根県教育センターの出前講座を利用することもできます。平成27年度から始まった「グローバル化に対応した外国語教育研修」においては、各小学校から1名の教員が必ず受講し、受講者は研修で学んだことを校内研修で周知することとなっており、平成31年度まで継続して開催する予定です。文部科学省作成の「研修ガイドブック」も校内研修等で活用してください。

Q26: 外国語の学習が拡充になることで、ALT等との協働授業(TT)がこれまでのようにはできなくなり、生の英語に触れる機会が減ることになると想定されますが、どのような指導が考えられますか。

A26: ALT等がいないと授業ができないわけではありません。デジタル教材や教師用指導書、学習指導案、ワークシート等を積極的にご活用ください。学級担任一人で進めている実践例が県内にもありますので、参考にしてみてください。

Q27: 平成32年度以降の第5・6学年は各地区で採択された教科書を使用するのですか。

A27: そのとおりです。

Q28: 授業時数が増加する第3～6学年のみを対象に、長期休業期間に授業を行い、授業時数を確保することができますか。

A28: 可能です。各市町村の学校管理規則に示された手続きに従って実施してください。

Q29:時間割について、「外国語教育強化地域拠点事業」(文部科学省委託事業)を行っている雲南市立吉田小学校や田井小学校では、どのように時間を生み出していますか。

A29: 別紙「35単位時間分確保のための時間割等例A案」のように行っています。職員会議等については議題内容を精選したり、日頃から職員間の意思疎通を密にしたりするなど時間の有効活用を図っています。

Q30:時間割について全国の傾向はどうなっていますか。

A30: 平成28年度に公表された「外国語教育強化地域拠点事業」の中間評価によると、45分授業を実施している学校と短時間学習を実施している学校の割合はほぼ同じでした。

Q31:「CAN-DO リスト」とは何ですか。

A31: 「CAN-DO リスト」とは、各学年の領域別学習到達目標のことです。つまり、その学年の終わりまでに、領域別に付けたい力を明確にしたものです。領域とは、「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「書くこと」の5つに分けられ、外国語活動では「聞くこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」の3領域、外国語科では5領域別に目標を設定します。

Q32:「CAN-DO リスト」は、だれがどんな目的で作成するのですか。

A32: 各学校において、児童の発達段階や実情を踏まえて、外国語活動及び外国語科の目標の実現を図るために、作成することになります。詳しくは「小学校学習指導要領解説 外国語編」の「第2章 第2節 3指導計画の作成と内容の取扱い（P61）」に書かれていますので、ご参照ください。

Q33: 第3学年国語科におけるローマ字の指導と第3・4学年の外国語活動におけるアルファベットの指導はどのように関連付ければよいのでしょうか。

A33: 第3学年の国語科において日本語のローマ字表記を学習することになっていますが、指導に当たっては「ローマ字のつづり方」（昭和29年内閣告示）を踏まえることとなっています。ここでは、第1表（いわゆる訓令式）により、日本語の音が子音と母音の組み合わせで成り立っていることを理解すること、第2表（いわゆるヘボン式と日本式）により、例えばパスポートにおける氏名の記載など、外国の人たちとコミュニケーションをとる際に用いられることが多い表記の仕方を理解することが重視されています。このことを踏まえ、外国語活動においては、例えば、ヘボン式ローマ字で地名が表記されている観光地の看板等を掲示するなど、地名などは、できるだけ日本語の原音に近い音を英語を使用する人々に再現してもらうために、訓令式の **si** や **ti** ではなく、ヘボン式の **shi** や **chi** が使われていることを知らせることが考えられます。

（「小学校新学習指導要領解説 外国語活動編 p 40」参照）